

垂井町第2子以降出産祝金のご案内



垂井町では町内にお住まいで
第2子以降の子が生まれた世帯に
祝金を支給します。

1. 支給対象者（以下の条件を全て満たす方）

- ア 令和5年4月1日以降に第2子以降の子を出産した母又はその配偶者で子の誕生日において町内に子と同一の住所を有する方
- イ 第2子以降の子の誕生日に、その子以外の児童（※）を養育している方
※ 18歳に到達してから最初の3月31日までの児童

2. 支給額

令和5年4月1日以降に出生した第2子以降の児童1人につき10万円

3. 支給時期

申請書受理月の翌月末までに支給します。

4. 申請方法

祝金を受け取るには**申請が必要**です。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、出生の日から起算して6か月以内に窓口もしくは郵送にてご提出ください。申請書で指定した口座に振り込みます。

5. 必要書類

- 支給申請書
 - 住民票
 - 戸籍謄本
 - 振込先口座確認書類（通帳、キャッシュカードのコピー等）
- （養育する児童が実子で同一世帯内の場合など、公簿で確認できる場合は、省略可）
※児童手当振込口座と同じ口座を指定する場合は省略可



「第2子以降出産祝金」に関する
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957-11
垂井町役場 子育て推進課
電話：0584-22-7506
（受付時間：平日8:30～18:15）